平成２３年（フ）第３３９号
大津市坂本３丁目７番37号　ハイツ高阪101、前住所京都市山科区西野山階町20番地ヤサカ自動車
債務者　村上　寅晃
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３４５号
滋賀県甲賀市水口町酒人761番地２
債務者　西村　芳宏
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３４７号
滋賀県甲賀市水口町東名坂67番地　イーストヴィレッジＡ202号
債務者　西本フミオこと　ＮＩＳＨＩＭＯＴＯ　ＦＵＭＩＯ
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３５８号
滋賀県守山市水保町1423番地の31
債務者　坂東　弘行
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３６４号
大津市馬場３丁目14番40―110号
債務者　南　　悦子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３６９号
大津市堅田１丁目10番16号　フォレスト203号
債務者　榊原　友樹
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３７０号
大津市一里山４丁目18番39号
債務者　佐々木綾香
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４３５号
兵庫県姫路市白浜町甲2203番地２
債務者　柿園　光子
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第７６４号
広島市安佐南区長束西２丁目13番16号
債務者　水ヶ迫宏昭
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８２１号
広島市佐伯区楽々園１丁目２番15―512号　ライオンズマンション楽々園第２
債務者　亀井　壽子
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９６５号
広島市安佐北区あさひが丘５丁目12番15―501号
債務者　升谷　武信
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０４１号
広島県東広島市西条町土与丸1237番地１　うただアパート２―Ａ―３号
債務者　二木　貞吉
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０９号
広島県尾道市向島町9683番地７
債務者　山本　裕子（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第１５５号
山口県下関市豊浦町大字川棚1588番地２、前住所大阪府寝屋川市長栄寺町４番８号
債務者　戸田雄一郎
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１７２号
山口県下関市幡生宮の下町26番５―203号　西村アパート
債務者　山田　　實
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第３７１号
愛媛県松山市朝生田町２丁目１番１号　第92杉フラット401号
債務者　竹葉　美穂
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　松山地方裁判所

平成２３年（フ）第４８号
高知県室戸市佐喜浜町1600番地69
債務者　藤本　　司
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２３年（フ）第２６５号
福岡県久留米市国分町1265番地
債務者　伊藤　麻里
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　福岡地方裁判所久留米支部